

刑事判例研究 (2)

中央大学刑事判例研究会

不正競争防止法（平成二十七年法律第五四号による改正前のもの）二一条一項三号にいう「不正の利益を得る目的」があるとされた事例

谷 井 悟 司

平成三〇年（あ）第五八二号、不正競争防止法違反被告事件、最高裁平成三〇年十二月三日第二小法廷決定、刑集七二巻六号五六九頁、判夕一四五八号一〇五頁、裁時一七一三号四頁、裁所ウェブサイトを

【事実の概要】

被告人は、自動車の開発、製造、売買等を業とするA自動車株式会社（以下「A」という。）に勤務し、Aが秘密として管理しているAの自動車の商品企画に関する情報などであつて公然と知られていないものを、Aのサーバーコンピュータに保存されたそれらの情報にアクセスするための識別符号であるID及びパスワードを付与されて、示されていた者であるが、(1)平成二五年七

月一六日、自宅において、Aから貸与されていたパーソナルコンピュータを使用して前記サーバーコンピュータにアクセスし、あらかじめ同パーソナルコンピュータに保存していた前記自動車の商品企画に関する情報などであるデータファイル八件等が含まれたフォルダを同パーソナルコンピュータから自己所有のハードディスクに転送させて同データファイルの複製を作成し（以下「第一複製行為」という。）、（2）同月二七日、Aテクニカルセンターにおいて、Aから貸与されていた前記パーソナルコンピュータを使用して前記サーバーコンピュータにアクセスし、前記自動車の商品企画に関する情報などであるデータファイル四件等が含まれたフォルダを同サーバーコンピュータから自己所有のハードディスクに転送させて同データファイルの複製を作成し（以下「第二複製行為」という。）、もって、その営業秘密の管理に係る任務に背き、それぞれ営業秘密を領得した。

なお、被告人は、Aで主に商品企画業務に従事していたが、B自動車株式会社（以下「B」という。）への就職が決まり、平成二五年七月三一日付けでAを退職することとなり、Bにおいては、海外で車両の開発及び企画等の業務を行うことが予定されていた。

以上の事実関係につき、原々審（横浜地判平成二八年一〇月三一日刑集七二巻六号六一八頁）、原審（東京高判平成三〇年三月二〇日刑集七二巻六号六五二頁）はともに、平成二七年改正前の不正競争防止法二一条一項三号の営業秘密侵害罪（営業秘密不正領得罪^{（一）}）の成立を肯定した。

これに対して弁護人が上告した。

【決定要旨】

上告棄却。

「被告人は、勤務先を退職し同業他社へ転職する直前に、勤務先の営業秘密である……データファイルを私物のハードディスク

に複製しているところ、当該複製は勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的の存在をうかがわせる事情もないなどの本件事実関係によれば、当該複製が被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、被告人には法二二条一項三号にいう『不正の利益を得る目的』があったといえる。」

【研究】

1. 本件の争点

本件は、日産自動車の元従業員が盗み自動車へと転職するに際して営業秘密を持ち出したことが、不正競争防止法（以下「不競法」という。）における営業秘密侵害罪に問われたことで耳目を集めた、日産自動車営業秘密事件である。本件において争点となったのは、第一および第二複製行為に際して、被告人に、営業秘密侵害罪の要件の一つである「不正の利益を得る目的」が認められるか、という点である。この点につき、本決定は、原々判決および原判決と同様、これを肯定している。そこで、本稿では、被告人に「不正の利益を得る目的」が認められるとした本決定の判断部分について検討を加える。

なお、本事案においては他にも、上記データファイルの営業秘密該当性およびこれに関する故意の有無、そして、Aの自動車製造工程等が記載された教本の横領に関する営業秘密不正領得罪の成否などが争われたものの、ここでは検討を割愛することとする。⁽²⁾

II. 不競法における営業秘密の保護法制

本稿での具体的な検討に先立ち、あらかじめ不競法における営業秘密の保護法制を簡単に示しておく。

1. 不競法の概要

不競法は、「工場所有権の保護に関するパリ条約へ19改正条約」の批准にあたり、条約上の最低限の義務を満たすべく、昭和九年に制定された。同法の目的は、「事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の確かな実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」であるとされ（一条参照）、その保護法益は、事業者の営業上の利益という私益（個人的法益）と、公正な競争秩序の維持という公益（社会的法益）であるとされる。³⁾そして、同法が規定するのは、主として、不正競争行為に関する民事上の措置および罰則などである。

2. 法改正にともなう営業秘密保護の拡充

このような不正競争の防止の一環として同法は、営業秘密の保護に関する規定を各種設けており、累次の法改正にともなってその保護が拡充され続けている。

(1) 民事上の保護

まず、営業秘密は、平成二年改正から、不競法において民事上の保護が図られることとなった。すなわち、同法は、

営業秘密に係る不正競争行為として、営業秘密の不正取得行為、不正使用・開示行為、正当取得後の不正使用・開示行為などを定め、これらの行為に対する民事上の措置として、差止請求、損害賠償請求、信用回復措置請求に関する規定を設けている。⁽⁵⁾

(2) 刑事上の保護

その後、平成一五年改正によって、営業秘密侵害罪が創設され、営業秘密は刑事上も保護されることとなった。すなわち、同年の改正法は、営業秘密侵害罪として、営業秘密不正取得後使用・開示罪（二五年改正法一四一条一項三号）、営業秘密記録媒体等不正取得・複製罪（同四号）、営業秘密記録媒体等不法領得後使用・開示罪（同五号）、営業秘密正当取得後不正使用・開示罪（同六号）に関する規定を設けた。⁽⁶⁾ 同年の改正は、営業秘密の流出による企業の競争力低下が懸念される中、すでに諸外国では営業秘密侵害罪が導入されている一方で、刑法典の財産犯規定の適用により対応しているわが国では営業秘密の侵害に関する処罰の間隙が生じていることなどを背景になされたものであり、創設された営業秘密侵害罪は、民事上の措置の対象となる営業秘密に係る不正競争行為との比較の上で、違法性が高いと認められる行為を処罰対象にしたものであるとされる。⁽⁸⁾

その後、平成一七年・一八年改正によって、営業秘密侵害罪の対象拡大、両罰規定の導入、法定刑の引き上げなどがなされ、後述する平成二一年改正によって、同罪の目的要件の見直しなどが図られ、その対象行為が拡大されることとなった。また、平成二三年改正によって、営業秘密保護のための刑事訴訟手続の特例が設けられた。そして、平成二七年改正によって、処罰範囲がさらに拡張されるとともに、未遂罪の導入や、法定刑の引き上げ、非親告罪化な

どがなされている。⁽⁹⁾

Ⅲ. 営業秘密不正領得罪（平成二七年改正前の不競法二条一項三号）について

本件においてその成否が争われているのは平成二七年改正前の不競法二条一項三号にあたる営業秘密不正領得罪であるが、同罪は、平成二一年改正によって新設された行為類型である。そこで、同罪の新設に至るまでの経緯を概観した上で、それとともに平成二一年改正で変更が加えられた目的要件であり、本件の争点でもある「不正の利益を得る目的」の意味内容を確認する。

1. 営業秘密不正領得罪の新設に至るまでの経緯

（1）平成二一年改正以前の状況

本件で問題となっているような従業員による営業秘密の不正な持ち出しは、営業秘密不正領得罪が新設されるまで、平成一五年改正時に創設された営業秘密侵害罪のうち、主として、営業秘密記録媒体等不正領得後使用・開示罪などによる処罰が想定されていた。すなわち、同年の改正法一四条一項五号は、営業秘密を保有者から示された者が、不正の競争の目的で、営業秘密記録媒体を不法に領得・複製して、その営業秘密を使用・開示した行為を処罰対象とするものであった。⁽¹⁰⁾

同罪は、「不正の競争の目的」を要件としているが、この目的要件は、内部告発や報道機関の取材・報道の自由への配慮から、処罰範囲を明確に限定するため、違法性を基礎づける「目的」を規定したものとされる。⁽¹¹⁾ それゆえ、「不

正の競争の目的」は、自己を含む特定の競業者を競争上優位に立たせる目的を意味し、これが認められるのは、侵害者が競争関係になる自らの事業に使用する場合や、侵害者が特定の競業者に開示する場合、そして、特定の競業者を競争上優位な立場にするため、侵害者が不特定多数に開示する場合であるとされる。他方、内部告発や取材報道などを目的とする場合や、恐喝目的や愉快犯のような個人的な犯罪行為として行う場合などには、当該目的が認められないとされている。⁽¹²⁾

しかしながら、平成一五年改正時に創設された営業秘密侵害罪には、次の二つの点で問題があった。第一に、同罪が「不正の競争の目的」を要求していたために、競争関係の存在を前提としない目的、例えば、外国政府を利用する目的や、単に保有者を害する目的などによる営業秘密の不正使用・開示が処罰対象とならない点、そして第二に、不正に持ち出された事実が明らかでも、企業外で秘密裏に行われる使用・開示の立証は困難であり、被害会社は泣き寝入りを余儀なくされてしまう点である。これらの点から、営業秘密侵害罪の対象範囲の見直しを求める要望が高まっていた。⁽¹³⁾

(2) 平成二二年改正について

そこで、平成二二年改正では、こうした状況を踏まえ、企業などが保有する営業秘密のより適切な保護を図るために、営業秘密侵害罪の対象範囲を拡大するべく、目的要件の変更や、従業員などによる営業秘密の領得自体への刑事罰の導入が実現された。⁽¹⁴⁾ すなわち、同年の改正法二二条一項三号は、営業秘密不正領得罪として、営業秘密を保有者から示された者が、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で（以下「図利加害目的」という。⁽¹⁵⁾）

その営業秘密の管理に係る任務に背いて、一定の方法で営業秘密を不正に領得する行為を処罰対象としたのである。

2. 図利加害目的の意義

以上の経緯で新設された営業秘密不正領得罪は、図利加害目的を新たに要求しているが、これは、「不正の競争の目的」が要求されていたために生じた処罰の間隙を埋めるとともに、保有者のために行った場合や内部告発といった正当な目的で行った場合を除外することで、処罰範囲を明確に限定するための、違法性を基礎づける目的要件であるとされる。⁽¹⁶⁾

この図利加害目的の意味内容につき、前半部分の「不正の利益を得る目的」は、公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的を意味し、これが認められるのは、自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）による場合や、第三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）による場合であるとされる。なお、いずれの場合であっても、営業秘密の保有者と自己または第三者とが競争関係にある必要はないことから、例えば、金銭を得る目的や、外国政府を利する目的もこれに含まれるとされる。また、後半部分の「保有者に損害を加える目的」は、営業秘密の保有者に対し、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の不当な損害を加える目的を意味し、例えば、被害会社の秘密管理が不備であることをインターネット上で暴露して信用を失墜させる意図などがこれに当たるとされる。⁽¹⁷⁾

他方、図利加害目的に当たらない場合としては、公益の実現を図る目的で、事業者の不正情報を内部告発する場合や、労働者の正当な権利の実現を図る目的で、労使交渉により取得した保有者の営業秘密を、労働組合内部に開示する場合、残業目的で、権限を有する上司の許可を得ずに、営業秘密が記載された文書やCD-ROMを自宅に持ち帰

る場合が挙げられるとされる。⁽¹⁸⁾

なお、この図利加害目的に関して、参照可能な判例・裁判例は件数が少ないものの、例えば、顧客情報などを開示して報酬や対価を得る目的⁽¹⁹⁾、あるいは、転職先の競業他者への開示やそこでの業務利用の目的⁽²⁰⁾が明らかであったなど、そのほとんどが、上述の理解に照らして目的要件の充足を優に肯定できる事案であったと思われる。⁽²¹⁾

IV. 検討

以上を踏まえて、被告人には「不正の利益を得る目的」があったといえるとした本決定の判示部分について検討を加える。

1. 本決定の判断構造

まず、かかる結論を導いた本決定の判断構造を整理すると、大要、以下のとおりとなる。

すなわち、本決定は、考慮対象となる事実として、①被告人は、商品企画業務に従事していたAを退職し、転職先のB（同業他社）において車両の開発や企画に従事することが予定されていたこと、②被告人が持ち出したデータファイルは、Aの営業秘密として管理されていたこと、③被告人は、貸与された会社PCで社外から社内ネットワークに接続することの許可を受けていた一方で、私物の外部記録媒体の業務上の使用ならびに社内ネットワークへの接続、および、会社の情報の私物PCなどへの保存は禁止されていたこと、④被告人は、会社PCに保存していたデータファイル、私物HDを介して私物PCに複製したものの、それを通常業務・残務処理などに用いた事実はないこと、

⑤被告人は、最終出勤日の翌日に、会社で私物H Dを用いて、「宴会写真」とともに、Aの自動車開発に関わる企画業務の全工程が網羅されていた大量のデータファイルを複製したこと、という五点を指摘する。また、それに加えて、⑥被告人が業務遂行のためにあえて会社P Cから私物H D・P Cにデータファイルを複製する必要性・合理性はないこと、そして、⑦最終出社日の翌日に業務を遂行する必要はなかったこと、⑧記念写真となりうる画像データを選別しようとしていないこと、⑨被告人の複製行為は、Aを退職し同業他社のBへ転職する直前になされたことも併せて指摘している。

そして、以上の事実関係を踏まえて、被告人の第一複製行為は、Aの業務遂行以外の目的によるものと認められ、第二複製行為も、Aの業務遂行以外の目的によるものであって、また、記念写真の回収のみを目的としたものとみることとはできない、と述べる。その上で、当該複製行為は被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことが合理的に推認できるとして、被告人には「不正の利益を得る目的」があったといえると結論づけている。

この点、弁護士は、その上告趣意において、第一複製行為は業務関係データの整理を目的として、第二複製行為は記念写真の回収を目的としてなされたものであって、いずれも被告人に、転職先などで直接的または間接的に参考にするなどといった「不正の利益を得る目的」はなかった旨を主張している。これに対して、本決定は、上述のとおり、かかる所論を斥け、被告人の複製行為が業務遂行目的によるものでも、記念写真の回収のみを目的としたものでもないとしている。本決定が指摘した考慮対象となる事実、とりわけ、被告人が同業他社への転職がすでに決まっている状況の中、その退職直前に、Aの営業秘密にかかる大量のデータファイルを複製している事実を鑑みれば、本件複製

行為が自己または第三者のために退職後に利用することを目的としてなされたものであったとする本決定の推認は、合理的なものとして評価できよう。

なお、本事案は、原審も指摘しているように、このような退職後に利用する目的と、記念写真を回収する目的とが併存するものであったとみられる。この点、確かに、所論のいうように、被告人の第二複製行為が記念写真回収の目的によるものであれば、一見すると、そこに不正の利益を得る目的や、保有者に損害を加える目的といったものを見出すことは困難であるようにも思われる。もともと、例えば、「退職の記念」や「思い出のため」といった自己の満足を得る目的であっても、直ちに図利加害目的が否定されるわけではなく、その他の個別具体的事情を踏まえた上で、これが認められる場合もあると理解されている。⁽²²⁾ そうだとすれば、記念写真を回収する目的があったからといって、図利加害目的を認める余地が一律に否定されることにはならないであろう。本決定が、記念写真回収の目的の併存をもって、「不正の利益を得る目的」の認定を妨げる事情として位置づけていないことは、このような理解がその背後にあるものと解される。

2. 「不正の利益を得る目的」の解釈について

他方で、検討を要すると思われるのは、本決定が「被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用する目的」でもって、「不正の利益を得る目的」の存在を肯定した点である。本決定で示されたこのような退職後に利用する目的は、表現に若干の相違がみられるものの、原審・原々審が述べた「転職先等で直接的又は間接的に営業秘密を参考にしようとしたなど」の目的と同一内容のものと思われる。

これに対して、弁護人は、その上告趣意において、「不正の利益を得る目的」があるというためには、正当な目的・事情がないことに加え、当罰性の高い目的が認定されなければならず、情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にするなどという曖昧な目的はこれに当たらない、と主張する。おそらくこれは、上述した平成二一年改正が、民事上の措置の対象となる営業秘密に係る不正競争行為のうち、特に違法性の高い行為類型として設定された営業秘密侵害罪の対象行為を、拡張方向で見直したものであること、そして、同年の改正において従来の「不正の競争の目的」から変更された「不正の利益を得る目的」が、処罰範囲を明確にするための違法性を基礎づける目的要件と位置づけられていたこと⁽²³⁾を重視したものとみられる。また、学説においては、図利加害目的が処罰範囲を積極的に限定する役割を担っていると、とくに三号の営業秘密不正領得罪については、「近い将来予定される使用または開示により、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」と解釈すべきであるとの見解も示されており、⁽²⁴⁾弁護人の所論もこれと類似するものと思われる。

しかしながら、そもそも平成二一年改正において目的要件が変更された趣旨は、上述のとおり、企業などが保有する営業秘密のより適切な保護を図るために、営業秘密侵害罪の対象範囲を拡大するべく、「不正の競争の目的」が要求されていたために生じた処罰の間隙を埋めるとともに、保有者のために行った場合や内部告発といった正当な目的で行った場合が除外されることを明らかにする点にある。そうであるとすれば、「不正の利益を得る目的」は、公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的で足りるのであって、それ以上に具体的な内容を要求する契機は、文言上も、また、目的要件が変更された平成二一年改正の趣旨からも見出すことはできない。⁽²⁵⁾そして、本決定が示す「被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用する目的」は、営業秘密の保有者である

Aが成果を得るために投下した資本にフリー・ライドし、その成果を冒用しようとする意図に他ならず、⁽²⁶⁾公正な競争秩序の発展を阻害するという公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的に当たるといえる。したがって、弁護人の所論を斥け、このような退職後に利用する目的でもって、被告人には「不正の利益を得る目的」があつたといえるとした本決定の判断は、是認しうるものと考ええる。

3. 付加的考察

以上が本決定の分析であるが、以下では、やや判例研究の枠を超えるものの、本決定の射程を考える上で有益と思われる事項について、検討を加えたい。それは、被告人に業務遂行の目的が認められた場合の取り扱いである。

まず、弁護人が上告趣意で述べたように、被告人の複製行為が、仮にAの業務遂行のためという正当な目的によるものであつたならば、営業秘密を領得した被告人の態様（複製行為）の是非はともかく、不正の利益を得る目的や、保有者であるAに損害を加える目的を認めることは困難であろう。それゆえ、この場合には、上述した残業目的の場合と同様、図利加害目的が認められないものと思われる。

それでは、業務遂行の目的と、転職先等で直接的又は間接的に営業秘密を参考にしようとしたなどの目的とが併存していた場合に、図利加害目的を肯定する余地はないのであろうか。このような正当な目的が併存していた場合には、図利加害目的の有無をいかにして判断するのが問題となる。

この点、背任罪の主観的要件に関する理論を援用して、かかる問題の解決を図ることが考えられる。背任罪（刑法二四七条）にいう「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」、すなわち、図利加害目的は、本

人の利益を図る目的（本人図利目的）でなされたものではないという要件を裏側から規定したものであって、図利加害目的と本人図利目的とが併存する場合には、二つの目的の主従によって背任罪の成否が決定されると理解されている。⁽²⁸⁾ かかる理解を、同じく図利加害目的を要件としている営業秘密侵害罪にあてはめ、主として保有者のために行われたものであったかどうかを問い、保有者の利益となる業務遂行の目的といった正当な目的と、図利加害目的とが併存する場合には、いずれが主たる目的で、直接的な動機であるかという点から、本罪の成否を決するべきであるというのである。⁽²⁹⁾ このような理解からすると、例えば本件のような事案において、業務遂行の目的と、転職先などで直接的又は間接的に営業秘密を参考にしようとしたなどの目的がともに認められた場合には、前者の目的よりも、むしろ後者の目的が主たるものであったということになれば、なお図利加害目的を肯定しうるであろう。

他方で、このような背任罪の図利加害目的に関する理解を、直ちに営業秘密侵害罪に転用することができるのかは、やや疑問も残る。確かに、両罪はともに、図利加害目的を要求し、かつ、当該目的要件は、本人のために行った場合などの正当な目的で行われた行為を処罰対象から除外することをその趣旨としていたのであって、ここに共通項を見出すことは可能であろう。もっとも、厳密に言えば、両罪で規定された図利加害目的は、そもそも、その文言が異なる。⁽³¹⁾ また、営業秘密侵害罪における目的要件の導入や変更に関する産業構造審議会での起草過程の議論をみると、そこでは、背任罪のみならず、民事上の措置の対象となる営業秘密に係る不正競争行為を規定し、全く同一の文言で図利加害目的を要件としていた不競法二条一項七号も参照されていたのである。そうだとすれば、背任罪に関する議論をそのまま援用してよいのかは、なお慎重な検討を要するものと思われるが、ここでは、問題点の指摘にとどめる。⁽³²⁾

V. 本決定の意義とその射程

本決定は、競合他社への転職直前に営業秘密の不正な持ち出しを行った従業員の刑事責任を判断したものであり、同種の事案において営業秘密侵害罪の成否を考えるうえで参考となる。とりわけ、従業員による営業秘密の侵害行為は、本事案のように、転職を間近に控えた段階でなされることが多く、またその際には、業務遂行の目的や退職記念の目的にすぎなかった、などの主張がなされることも少なくないものと思われる。考慮対象となる複数の具体的事実を取り上げつつ、「不正な利益を得る目的」があったとした本決定の判断は、そこで示された推認の過程や、要求される目的の具体性を含め、この種の事案で図利加害目的の有無を認定・判断する際に、参照価値が高いものと思われる。⁽³³⁾

- (1) なお、営業秘密記録媒体等不法領得罪と呼称される場合もある（小野昌延「松村信夫『新・不正競争防止法概説（第二版）』（青林書院、二〇一五年）六九五頁参照）。
- (2) これらの点については、帖佐隆「判批「上」「下」」特許ニュース一四七五七号（二〇一八年）一頁以下、同一四七五八号（二〇一八年）一頁以下を参照。
- (3) 経済産業省知的財産政策室編「逐条解説 不正競争防止法（平成三〇年一月二十九日施行版）」（PDF形式）二頁以下、三三頁以下参照。
- (4) 不競法における営業秘密とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの」を指す（二条六項）。

- (5) 営業秘密の民事上の保護に関する詳細は、小野・松村・前掲注(1)三二〇頁以下、五三八頁以下など参照。
- (6) 罪名については、経済産業省知的財産政策室編『逐条解説 不正競争防止法(平成一五年改正版)』(有斐閣、二〇〇四年)一四八頁以下参照。
- (7) 経済産業省知的財産政策室・前掲注(6)一六頁以下、二〇頁参照。なお、営業秘密侵害罪創設以前の営業秘密の刑事法的保護については、只木誠「営業秘密侵害の罪」法学教室三九七号(二〇一三年)九三頁以下など参照。
- (8) 経済産業省知的財産政策室・前掲注(6)一四五頁以下参照。
- (9) 各年の法改正の概要については、経済産業省知的財産政策室編『逐条解説 不正競争防止法(平成二七年改正版)』(有斐閣、二〇一六年)一七頁以下参照。
- (10) なお、同罪は、平成一七年・一八年改正時の条番号の整理にともない、二二条一項三号に規定されることとなったが、文言などに変更はない。
- (11) 経済産業省知的財産政策室・前掲注(6)一四六頁以下参照。
- (12) 経済産業省知的財産政策室・前掲注(6)一四九頁以下、一原重貴子「不正競争防止法による営業秘密の刑事法的保護」商学討究五六巻二・三号(二〇〇五年)二八八頁以下など参照。
- (13) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説 不正競争防止法(平成二二年改正版)』(有斐閣、二〇一〇年)一七五頁参照。なお、梅林啓「営業秘密の侵害」芝原邦爾ほか編著『経済刑法——実務と理論』(商事法務、二〇一七年)三七二頁以下も参照。
- (14) 経済産業省知的財産政策室・前掲注(13)一九頁以下参照。なお、平成二二年改正では、その他にも、第三者などによる営業秘密の不正取得に対する刑事罰の対象範囲の拡大も図られた(同改正法二二条一項一号参照)。
- (15) なお、小野昌延編著『新・注解 不正競争防止法(第三版)(下巻)』(青林書院、二〇〇七年)一三四七頁以下「佐久間修」は、背任罪(刑法二四七条)における凶利加害目的と文言上明らかに異なるとして、これと区別する意味で「不正利得加害目的」と呼称する。その意図するところに本稿も賛同するものの、さしあたり用語法上の混乱を避けるため、ここでは「経済産業省知的財産政策室・前掲注(13)一七六頁以下」を「凶利加害目的」と呼称することにする。
- (16) 経済産業省知的財産政策室・前掲注(13)一七五頁以下参照。
- (17) 経済産業省知的財産政策室・前掲注(13)一七六頁以下、小野・前掲注(15)一三四七頁以下「佐久間修」など参照。

- (18) 経済産業省知的財産政策室・前掲注(13)一七七頁以下参照。
- (19) 名古屋地判平成二四年一月一日LEX/DB2548225(ソフトバンク携帯電話機契約者情報事件)、大阪地裁堺支判平成二六年三月二七日ウエストロー・ジャパン(パチスロ機事件)、名古屋地判平成二六年八月二〇日LEX/DB3564719(ヤマザキマザック事件第一審)、名古屋高判平成二七年七月二九日LEX/DB2541038(同控訴審)、名古屋地判平成二七年一月二〇日LEX/DB2565781(なりすまし電話事件)、東京地裁立川支判平成二八年三月二九日判タ一四三三三二一頁(ベネッセ事件第一審)、名古屋地判平成二八年七月一九日ウエストロー・ジャパンなど。
- (20) 大阪地判平成二七年一月三日LEX/DB2541839(エディオン事件)、東京地判平成二七年三月九日判時二二七六号一四三頁(東芝サンディスク事件第一審)など。
- (21) その他にも、福岡地判平成二九年一月二六日裁判所ウェブサイト、名古屋地裁豊橋支判平成三〇年五月一日裁判所ウェブサイト、名古屋地判平成三〇年六月一五日ウエストロー・ジャパンなど。なお、営業秘密侵害罪に関する判例・裁判例を網羅的に収録、紹介するものとして、青山紘一「企業秘密事件判決の総括」(経済産業調査会、二〇一六年)、星周一郎「営業秘密の刑事法的保護の意義」法学会雑誌五九卷一号(二〇一八年)一五三頁以下を参照した。
- (22) 経済産業省知的財産政策室・前掲注(9)二二〇頁参照。
- (23) 経済産業省知的財産政策室・前掲注(13)一七三頁以下参照。
- (24) 帖佐隆「不正競争防止法二二条一号三号と任務違背・図利加害目的」久留米大学法学七四号(二〇一六年)六九頁。もっとも、論者自身も、本事案において「不正の利益を得る目的」が認められるという結論は是認している(帖佐・前掲注(2)「下」五頁参照)。
- (25) 類似の理解は、本件の原審においても見て取ることができる。
- (26) 田村善之『不正競争防止法概説(第二版)』(二〇〇三年)一七頁以下、三七三頁など参照。
- (27) 香城敏磨「背任罪の成立要件」阿部純二ほか編『刑法基本講座(第五卷)——財産犯論』(法学書院、一九九三年)二六五頁。大判大正三年一月一六日刑録二〇輯一八七六頁、最決平成二七年一月七日刑集五九卷八号七七九頁(イトマン特別背任事件)なども参照。
- (28) 山口厚『刑法各論(第二版)』(有斐閣、二〇一〇年)三二八頁、西田典之著・橋爪隆補訂『刑法各論(第七版)』(弘文堂、

二〇一八年）二七九頁以下など。大判昭和七年九月二日刑集一一卷一三一七頁、最判昭和二年一月五日刑集八卷一
号一六七五頁、最決昭和三年八月二日刑集一四卷一〇号一三六〇頁、最決平成一〇年一月二五日刑集五二卷八号五七
〇頁（平和相互銀行事件）なども参照。

(29) 玉井克哉「営業秘密侵害罪における図利加害の目的」警察学論集六八卷一二号（二〇一五年）三六頁以下。なお、只木・
前掲注（7）九六頁も参照。

(30) 例えば、本事案とは異なり、複製行為が退職よりもかなり早い段階でなされた場合などが想定されよう。

(31) 両罪における文言の差異を重視するものとして、帖佐・前掲注（2）「下」三頁、小野・前掲注（15）一三四七頁以下「佐久
間修」など。

(32) なお、背任罪の議論を援用することに消極的な理解として、帖佐・前掲注（24）六五頁以下。

(33) そのほかに、本決定の評釈として、飯島歩「営業秘密領得罪における図利加害目的の認定に関する日産自動車営業秘密漏洩事件
を取扱うウェブサイトとして、飯島歩「営業秘密領得罪における図利加害目的の認定に関する日産自動車営業秘密漏洩事件
最高裁決定について」イノベーション・リーガル・アップデート／裁判例情報（商標・不正競争）

<https://innoventier.com/archives/2018/12/7472>（最終確認：二〇一九年三月二八日）がある。

《参考資料：営業秘密不正領得罪に関連する不競法の規定を抜粋》

平成二年改正法〔旧法〕（平成二年法律第六六号）

一条三項

秘密トシテ管理セラルル生産方法、販売方法其ノ他ノ事業活動ニ有用ナル技術上又ハ営業上ノ情報ニシテ公然知ラ
レザルモノ（以下営業秘密ト称ス）ヲ保有スル事業者（以下保有者ト称ス）ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル行為（以下
営業秘密ニ係ル不正行為ト称ス）ヲ為シ又ハ為サントスル者アル場合ニ於テ其ノ営業秘密ニ係ル不正行為ニ因リテ
営業上ノ利益ヲ害セラルル虞アルトキハ其ノ営業秘密ニ係ル不正行為ノ停止又ハ予防ヲ請求スルコトヲ得

四号

保有者ヨリ示サレタル営業秘密ヲ不正ノ競争其ノ他ノ不正ノ利益ヲ図ル行為ヲ為シ若ハ保有者ニ損害ヲ加フル目的
ヲ以テ使用スル行為又ハ其ノ目的ヲ以テ之ヲ開示スル行為

平成五年改正法 (平成五年法律第四七号)

一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二条一項 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

七号 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

四項 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

平成五年改正法 (平成五年法律第四六号)

二条一項 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

七号 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

一四条一項 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

五号 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること。
ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

平成一七年改正 (平成一七年法律第七五号)

二一条一項 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六号 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること。
ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

平成一八年改正 (平成一八年法律第五五号)

二一条一項 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三号 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること。
ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

平成二二年改正 (平成二二年法律第三〇号)

二一条一項 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

七号 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

二二条一項 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三号 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であつて、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

四号 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

平成二十七年改正（平成二十七年法律第五四号）

二二条一項 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三号 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であつて、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

四号 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

〔附記〕本稿脱稿後、本決定の評釈等として、森修一郎「判批」特許ニュース一四八九七号（二〇一九年）一頁、匿名「判例解説」判例タイムズ一四五八号（二〇一九年）一〇五頁、匿名「判例解説」Westlaw Japan 新判例解説一一七九号（二〇一九年）に接した。

（首都大学東京法学部助教）